

带状疱疹予防接種費用助成

令和6年
4月1日から
開始



予防接種を接種後に申請いただくと助成を受けていただけます。



助成対象者	接種時に東近江市に住民票がある50歳以上の人で、令和6年4月1日以降に接種した人		
助成内容	ワクチンの種類 <small>*いずれか1種、生涯に一度限りの助成</small>	助成回数	上限額 <small>*負担した予防接種料が上限額に満たない時は、予防接種に要した費用</small>
	生ワクチン (水痘生ワクチン)	1回	4,000円
	不活化ワクチン (带状疱疹ワクチン)	2回	1回につき10,000円
申請期間	接種日から1年以内		
申請場所・方法	東近江市役所 健康推進課 窓口申請または郵送申請		
申請に必要なもの (①～⑤)	①带状疱疹に係る任意予防接種費用助成申請書 ②接種費用の支払を証明する書類(領収書または明細書)の写し ③接種記録が確認できる書類(予防接種済証または予診票)の写し ④振込希望先金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し ⑤被接種者の氏名、住所および生年月日が確認できる書類の写し ※接種時住所記載のマイナンバーカード、住民票、運転免許証、健康保険証(両面)等のいずれか一つ (申請者と被接種者が異なる場合は双方のものが必要)		
郵送申請時の送付先	〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号 東近江市健康推進課 带状疱疹費用助成担当宛		
その他	・書類審査後、助成金を振り込みます。(交付決定通知は送付しません) ・申請から振込までに2箇月程度を要します。		

注意事項

带状疱疹予防接種は予防接種法で規定されていない任意の予防接種です。接種にあたっては、効果や副反応等について医師から説明を受け、よく理解した上で受けましょう。予防接種の可否や接種料金については、直接医療機関へお尋ねください。



申請に関する問合せ先：東近江市健康推進課
電話：0748-24-5646 IP：050-5801-5646

